

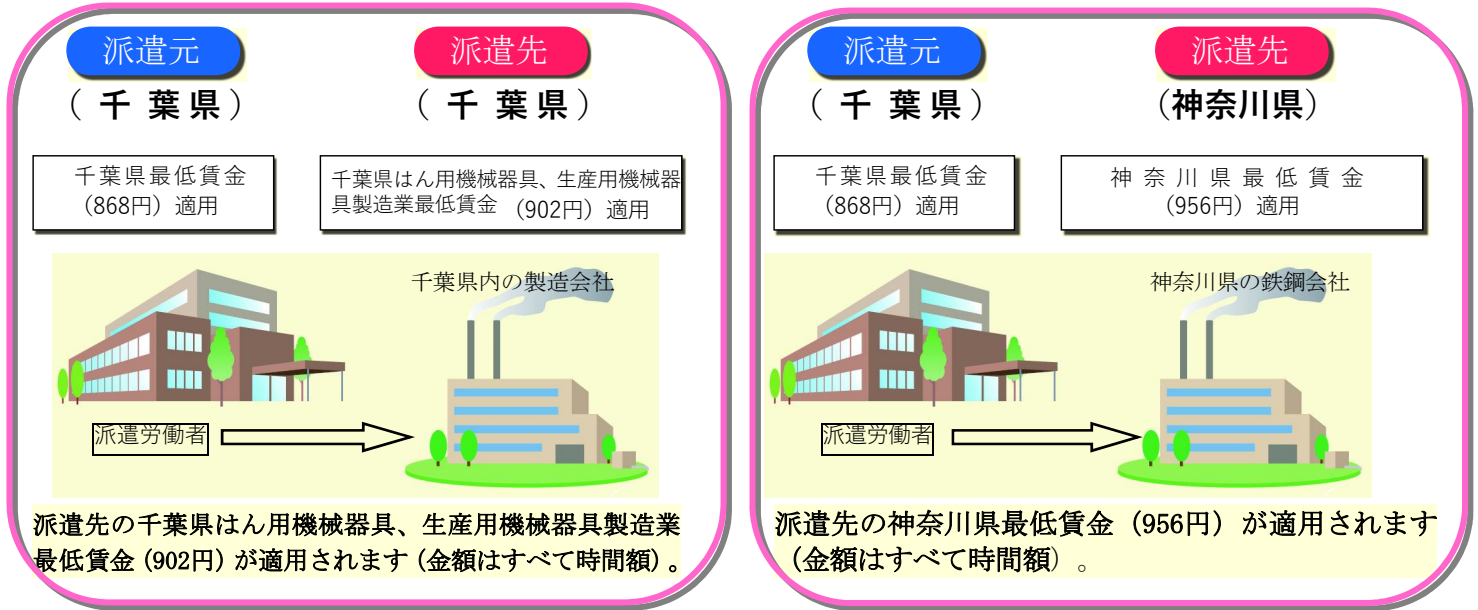
派遣労働者に適用される最低賃金

必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

派遣労働者には、派遣先に適用されている最低賃金〔地域別又は特定（産業別）〕が適用されますので、派遣元事業主は、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。また、派遣元事業主は、適用される最低賃金を派遣労働者に周知する義務があります。



千葉労働局
労働基準部
賃金室



- **地域別最低賃金**は、セーフティネットとして、都道府県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。
- **特定（産業別）最低賃金**は、都道府県ごとに定められた産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されず、地域別最低賃金が適用されます。）。産業に特有の軽易な業務に関しては派遣先の所轄労働局担当部署又は労働基準監督署へお問い合わせください。

平成29年度改正決定された千葉県の最低賃金は下記のとおりです。

最低賃金の名称		時間額 (円)	効力発生日
千葉県最低賃金		868	29.10.1
特定 最低賃金 (産業別)	調味料製造業	889	29.12.25
	鉄鋼業	938	29.12.25
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	902	29.12.25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	906	29.12.25
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887	29.12.25
	各種商品小売業	868	29.10.1
	自動車（新車）小売業	900	29.12.25

お問い合わせは043(221)2328千葉労働局労働基準部賃金室まで<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
近隣都県の最低賃金（地域別及び特定）及び効力発生日は裏面のとおりです。

近県の最低賃金一覧

最低賃金の名称		時間額 (円)	効力発生日
東京都最低賃金		958	29.10.1
特定 最低賃金 産業別	鉄鋼業	東京都最低賃金958円が適用 されます。	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業		
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業		
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業		
	出版業		

お問い合わせは 03(3512)1614 東京労働局労働基準部賃金課まで

神奈川県最低賃金		時間額 (円)	効力発生日
神奈川県最低賃金		956	29.10.1
特定 最低賃金 産業別	塗料製造業	神奈川県最低賃金956円が 適用されます。	
	鉄鋼業		
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業		
	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業		
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
	輸送用機械器具製造業		
	自動車小売業		

お問い合わせは 045(211)7354 神奈川労働局労働基準部賃金課まで

埼玉県最低賃金		時間額 (円)	効力発生日
埼玉県最低賃金		871	29.10.1
特定 最低賃金 産業別	非鉄金属製造業	904	29.12.1
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	909	29.12.1
	輸送用機械器具製造業	918	29.12.1
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	917	29.12.1
	各種商品小売業	871	29.10.1
	自動車小売業	916	29.12.1

お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで

茨城県最低賃金		時間額 (円)	効力発生日
茨城県最低賃金		796	29.10.1
特定 最低賃金 産業別	鉄鋼業	892	29.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	859	29.12.31
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	855	29.12.31
	各種商品小売業	828	29.12.31

お問い合わせは 029(224)6216茨城労働局労働基準部賃金室まで